

## 本市における新型コロナウイルス感染症に伴う市立小・中学校 の臨時休業について（お知らせとお願い）

長期にわたる新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策へのご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、本市におきましては、感染拡大防止の観点を優先し、検査で陽性者が出た場合、保健所と相談しながら学校全体の臨時休業としてまいりました。ただ、感染拡大防止に向けた対応の在り方に一定の知見が得られていることや、児童生徒にとって年度末の学習のまとめの重要な時期と重なることに鑑み、2月14日（月）より、文部科学省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を参考にして定めた基準により、臨時休業を実施することとしました。

そこで、臨時休業の対応について、下記により行いますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 児童生徒の陽性者の連絡があった場合、学校及び教育委員会はPCR検査（状況によっては抗原検査）の検査日または発症日、児童生徒の最終登校日等を確認します。
- 2 1で確認した内容と保健所からの情報を基に、臨時休業を行うかどうかを教育委員会が判断します。
- 3 臨時休業を行う場合、これまでは学校全体を休業としていましたが2月14日（月）より、次のとおりの対応とします。
  - ① 「学級」の臨時休業（土・日・祝日を含めた3日間程度）
    - ・ 濃厚接触者等が同一学級内に限定される場合
  - ② 「学年」の臨時休業
    - ・ 濃厚接触者等が複数の学級にまたがる場合
  - ③ 「学校全体」の臨時休業
    - ・ 濃厚接触者等が複数または多くの学年にまたがる場合
    - ・ 濃厚接触者等の特定が難しく、学校内で感染が広がっている可能性がある場合
- 4 部活動等の再開につきましては、延岡市のスポーツ施設や県立学校における部活動再開等との状況を見ながら判断し連絡致します。